

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（9月実施分） よくあるお問い合わせ

- 特別区内の飲食店・カラオケ店が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

営業の形態や名称の如何を問わず、飲食店については、夜22時から翌朝5時までの間に営業し、客に酒類の提供を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）か、あるいは酒類の提供を終日行わない場合に対象となります。

カラオケ店については、酒類の提供の有無にかかわらず、夜22時から翌朝5時までの間に営業を行っていた店舗が、夜22時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない場合（終日休業含む）に対象となります。

- 誰が協力金を受け取ることが出来ますか？

協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることが出来ます。

- 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和2年9月1日から9月15日まで）において、営業時間短縮（終日休業も含む）に、ご協力いただく必要があります。

- 申請書はどこでもらえますか？

10月1日（木）からホームページで入手することができます。また、最寄りの都税事務所・支所、都庁第一本庁舎1階受付でも受け取ることができます。

- 8月3日から31日までの営業時間短縮をしていなかった場合も、9月分だけ申請することは出来ますか？

8月分の感染拡大防止協力金や、緊急事態措置期間中の第1回、第2回の協力金の申請状況に関わらず、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（9月分）」を申請することができます。

- 今度の申請には、これまでの協力金でも提出した書類と同じ書類を提出する必要がありますか？

これまでの協力金で支給決定された店舗について、今回も申請をする場合は、提出書類を簡素化する予定です。

- 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

「協力金の対象となる飲食店の営業時間の短縮について」に記載しているフローチャートをご覧ください。

- 感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、感染防止徹底宣言ステッカーを掲示していただくことが必要です。

- 感染防止徹底宣言ステッカーはどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」(URL : <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>) をご覧ください。

- パソコンがなく感染防止徹底宣言ステッカーを掲示できないが、どうすればよいですか？

協力金の支給要件となるため、速やかに感染防止徹底宣言ステッカーを申請の上、掲示いただく必要があります。ステッカー申請は原則 WEB となりますので、恐れ入りますがインターネットが利用できる環境において申請してください。それが難しい場合は、東京都ステッカー申請・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)までお問い合わせください。

- 感染防止徹底宣言ステッカーの掲示が9月16日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。